

「村落 と 環境」

第8号

2012年7月

村落環境研究会

村落環境研究会会則

(名称)

第1条 本会は村落環境研究会と称する。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所を島根県松江市西川津町1060 島根大学法文学部江渕研究に置く。

(目的)

第3条 本会は、地域社会における土地管理等の機能集団に関する法律的、社会経済的研究の向上を図り、もって地域社会の活性化と環境の保全に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は次に掲げる事業を行う。

- 1 研究会、講演会、シンポジウムおよび見学会等の開催
- 2 地域社会の土地管理機能等に関する調査・指導の受託・請負
- 3 機関誌の発行およびホームページの開設
- 4 その他目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 本会は本会の趣旨に賛同する者をもって構成し、会員は次の2種とする。

- 1 正会員 年会費を納める個人。本会の主催する事業に参加し、機関誌の配布を受ける権利を有する。
 - 2 賛助会員 年会費を納める法人、団体。機関誌の配布を受ける権利を有する。
- その構成員は3名を限りに事業に参加することが出来る。賛助会員は議決権を有しない。

(役員)

第6条 1 本会に役員として理事10名以内、監事2名を置き、総会で選出する。

- 2 役員の任期は2年とし、重任を妨げない。理事の互選により会長1名を選出する。
会長は事務局長を指名する。
- 3 会長は、本会を代表し、理事会の決定に従い会務を総括する。
事務局長は、会長を補佐し、会務を執行する。
- 4 監事は、本会の会務および財務執行の状況を監査する。
- 5 本会に必要に応じて顧問を置くことができる。顧問は会長の指名により、理事会で決定する。顧問は役員会に出席し、発言することができる。

(会議)

第7条 1 本会に総会、理事会および監事会を置く。

- 2 総会は、会長が招集し、理事会の提案に基づき、事業計画および予算決算並びに役員の選出、その他について審議する。議長は出席者の互選により選出する。
- 3 理事会は、会長が招集し、議長となる。過半数の出席で成立し、出席理事の過半数で決する。緊急時には郵便、Eメール等による持ち回り会議を開催できるものとする。
- 4 監事会については、別に監事会が定める。

(会計)

第8条 本会の会計年度は7月1日から翌年の6月30日までとする。本会の運営資金は、会費およびその他の収入によってまかなく。年会費は理事会で決める。

付則

本規則は、平成22年9月3日より効力を生じる。

村落環境研究会 会長 江渕 武彦

村落と環境

(第8号)

目 次

第8回シンポジウム開会あいさつ（江渕 武彦） ······ 1

第1報告 馬毛島入会権確認訴訟と軍事基地問題
(牧 洋一郎： 沖縄大学地域研究所特別研究員) ······ 2

第2報告 対馬における入会林野整備
(浦川 剛： 長崎県対馬振興局農林水産部林業課) ······ 11

閉会あいさつ（中尾 英俊） ······ 27

[研究会記事]

村落環境研究会第8期第1回理事会・総会議事録 ······ 28

第1号議案 第7期事業報告及び決算報告

第2号議案 第8期以降の方針について

編集後記

第8回シンポジウム開会あいさつ

会長 江渕 武彦（島根大学）

本年は、長崎県対馬市にて、この村落環境研究会シンポジウムを開催することとなりました。まず、その準備にご尽力いただきました県対馬振興局のスタッフの皆さんに、厚く御礼申し上げます。

昭和54年に、本会顧問である中尾英俊教・西南学院大学名誉教授によって、『対馬の入会林野』が刊行されています。昭和48年から53年にかけて、同教授は、教え子を伴って対馬における集落管理の林野や当該集落における家族慣行の調査をされました。『対馬の入会林野』は、その報告書です。私は、53年に、主として上棚地区の調査に参加しました。この時の対馬訪問時に、長崎県林務課の高尾徳次さん（本会監事）と初めてお会いしました。対馬振興局は、当時は対馬支庁という名称で、当然ながら、このシンポジウム開催の準備にご尽力いただいた本会会員である浦川さんは、まだおられませんでした。現在の対馬市街は、当時の厳原町のたたずまいとは一変し、驚いている次第です。

現在、すでに入会林野整備に関する林野庁の予算措置は終了しています。入会林野近代化法自体は存続していますが、この予算措置終了のため、現実には整備事業は、原則としては行なわれていないようです。ただ、ここ対馬市におきましては例外で、現在、進行中の事業が存在することを、高尾さんからうかがっていました。そこで、それに関わるお話を伺いたいと思い、台風の危険性を承知の上で、対馬市での本会シンポジウム開催を決断した次第です。しかしながら、やはり台風の影響を受けざるをえず、あえて島外からご参加いただいた皆様の渡航に難渋をきたしてしまいました。それでも、一時間遅れではありますが、何とか開会にこぎつけることができ、安堵しています。

この村落環境研究会は、その前身である西日本入会林野研究会と比べ、研究対象を林野に限定していません。そのため前回は、会員より、灌漑用溜池に関する訴訟について報告いただきました。今回も、林野ではない海岸沿いの入会地をめぐる訴訟について、報告をいただくこととなっています。

本シンポジウムが実りあるものとなりますよう、皆さまの活発なご議論をお願いしたいと思います。

第1報告

馬毛島入会権確認訴訟と軍事基地問題

牧 洋一郎（沖縄大学地域研究所特別研究員）

1 はじめに

鹿児島県種子島（西之表市）の沖、西へ約12キロメートルの海域に浮かぶ馬毛島（種子島の属島）の船着場一帯の土地は、浦（漁村という意味）と呼ばれる集落における共有の性質を有する入会地である。この土地について、「共有の性質を有する入会権」（以下「共有入会権」という）の存在を求めている裁判に対し、鹿児島地裁は平成23年6月15日、極めて不可解・不当な判決を言い渡した。この島は、面積約8.5平方キロメートルの平坦な小島で、また周辺海域は自然豊かな漁場（特に、トビウオの一大漁場）としても知られている海域である。本件は、この土地をタストン・エアポート（旧馬毛島開発）株式会社なる採石業者（以下「業者」という）が入手しようとしており、これに反対する訴訟である。そしてさらに、同年5月になって、この馬毛島はアメリカ軍用材の寄港地にされようとして不穏な現状にある。

2 事件の概要

平成10年代に入って、馬毛島の大部分を業者が買取り、その後採石事業を始めた。この島には、葉山港という漁船の接岸可能な小さな港（他の4漁港では、今の漁船は接岸不能）^{アマドマリ}があり、この一帯は対岸にある西之表市壱泊集落（以下「本集落」という）60余名の共有入会地（3字4筆、代表者4名の所有名義）である。

平成13年5月、「島の出入りには是非必要である」と、業者は本集落代表（登記名義人）にその土地の買入れを申入れた。この業者の開発事業に対して、馬毛島の自然が損なわれ海が汚れるという理由で周辺の漁民や種子島の住民団体（馬毛島の自然を守る会など）からも反対の意見が高まっていた。本集落では、20余名の人々はこれに反対したが、それ以外は賛成あるいはその意見をはっきり表明できず、結論として、集落代表4名は、登記上の共有持分の約3分の2を業者に売却した。

あくまでも本集落の浦持ちの土地を守ろうとする反対派26名は、この船着場の土地が、本集落住民26名（原告）と36名（被告）とで構成される本集落住民集団の「共有の性質を有する入会地」であることの確認を求めて業者と売却賛成の人々、意見をはっきりさせな

い人々合計36名（以下「賛成派」という）を相手として、平成14年9月、鹿児島地裁に訴えを提起した。

3 訴訟の経緯

鹿児島地裁は平成17年4月12日、最高裁昭和41年11月25日判決（民集20巻9号1921頁）の「入会権確認訴訟は入会権者全員で訴えなければ認められない」という判旨を理由に訴えを却下した。控訴審福岡高裁宮崎支部も同様の理由で、控訴を棄却した。

この昭和41年最高裁判決の事件は、青森県のある一集落住民約260名が村を相手として、入会山林が集落住民300名の共有入会地であることの確認を求めたものである。第三者に対してある土地が300名の共有であることを認めよ、とその中の260名が主張しても、判断できないと裁判所が認めなかつたのは当然である。しかし本件では、原告住民26名が第三者と土地売却賛成派36名とを相手として、原告26名と被告36名の合計62名の共有入会地であることを認めよ、と主張しているのであって、上記最高裁判決の事例とは訴訟の形態が違うのである。このことを理由に最高裁判所に上告受理の申立をした。

最高裁判所はこの上告申立を受入れ、平成20年7月17日、入会権確認訴訟では入会権者全員が（原・被告いずれかの）訴訟当事者となっておればよい、という理由で原判決を破棄し、鹿児島地裁に差戻した（民集62巻7号1994頁）。

差戻しを受けた鹿児島地裁は、本件土地が本集落住民の共有入会地であるか、それとも登記上（登記名義人）4名の共有地であるか、または60余名の個人共有地であるのかを判断すればよいのである。それにもかかわらず、裁判官は、「この26名と36名は入会権者全員であるのか、もし一人でも欠けていたら却下する」といい、また「集落の住民中入会権者でない者がいるが、これは如何なのか」と尋ねるなど、全く不当な発言をした。

「共有の性質を有する入会権については、各地方の慣習に従う」（民法第263条）という規定のとおり、何びとが入会権者＝入会集団構成員であるのかは入会集団が慣習に基づいて決定することであって、裁判所を含め第三者がとやかくいうべきものではない。ただ、ある個人が入会権者（集団構成員）としての地位・当否を争う裁判においては、最終的に裁判所が判断することはいうまでもない。

本件においては、集団権としての入会権の存否を争っているのであるから、当事者の中に失権者（離村等による）であるとの判断の他、入会集団構成員の資格要件に関する慣習が公序良俗に反する場合（たとえば最高裁平成18年3月17日判決60巻3号773頁——入会権者の資格を男子孫に限定する慣習は公序良俗違反とする判決）を除いては、訴訟当事者でない者が入会権者であるなどと裁判所といえどもいうことはできないはずである。

本件においては、提訴時に塙泊小組合員（入会権者）名簿が書証として提出され、その中に入会権者として目立った活動もなく土地の売却についても態度を明らかにしなかったため、訴訟当事者（主として被告）になっていない者が2、3名いた。この人々は積極的に自分たちが入会権者であることを主張しているわけではないが（主張するのであれば、自らも入会権者であることの確認の訴えを起すのが筋である）、相手方（主に業者）は、この名簿を根拠に個人名を挙げて、入会権者であるのに訴訟当事者になっていない者がおり、全員参加していない本件訴訟は却下されるべきだと主張した。

土地売却賛成派も、これに沿う主張をした。ある者が入会権者であると主張することは、入会集団が存在し、入会集団がその土地を所有する権利（共有入会権）を有することを認めることになる。その訴訟に参加していない2、3名については、判決のあと入会権者であることを認めればよいのであって、原告側としては、現在、訴訟参加者は全員であると主張すべきであった。しかし、裁判長の「一人でも欠けていたら却下する」という不当な発言が災いして、全員でないことを事実上認めてしまったのである。

4 訴訟の顛末、そして現在

鹿児島地裁は、平成23年5月11日判決言渡の予定であったのを、その前日に、一か月後に延期すると通告し、6月15日に「本件訴えを却下する」という判決言渡をした。

判決の理由中に「本件訴え提起当時の原告ら26名及び被告ら36名の合計62名は全員入会集団の構成員であると認められる」と判示している。

ところが、鹿児島地裁は、この判示の前に前記最高裁昭和41年判決を、そして平成20年7月17日判決を並べた後に、訴えを却下しているのである。本件と事情が異なる昭和41年判決を、ここで持出す必要は全くない。本件が平成20年判決の差戻審として、本件土地が入会集団の共有入会地であるか否かを審理すべきであることを、鹿児島地裁は、全く忘れているのである。

本件の原・被告（業者を除く）が入会集団構成員であると認めながら、「それ以外に本件入会集団の構成員がいる」として、本件当事者でない者の名を挙げて次のようにいっている。

「ABC（人名については、便宜上記号を付す）の3名は塙泊小組合加入の世帯主で本件土地の利用権を有しているが、本件訴訟当事者となっていない」「DEFGHの5名は本件土地の持分権者であるが、塙泊集落外に居住している。この5名は本件訴訟の当事者になっていない」

入会集団である本集落に居住していない者は当然入会権者でないから、原・被告らの中

に墾泊居住者でない者がいれば、その者には当事者となる資格がない、と裁判所はいうことができるが、訴訟当事者でない者の在否など言及する権限はないはずである。また、ABCの3名のうちBは原告となっているが、ACが入会権者であることを裁判所は何によって判断したのか。ある個人（世帯主）が入会権者であるか否かは、入会集団がその慣習に基づいて決定することであり、裁判所といえども前述の場合を除いて訴訟当事者でない者の入会権者の地位に言及することはできないはずである。

このような不当な判決に対して、土地売却反対派の原告らは新たに馬毛島に生じた事情すなわち米軍FCLP（空母艦載機陸上離着陸訓練）の移転候補地の問題を考え、入会権者である者を精査し直して、新たに別個の入会権確認訴訟を提起することを決定した。つまり、この入会権訴訟判決は、本来判断すべきでないことにまで誤って判断した不当極まりない判決であるため、このまま放っておくこともできないので、原告らは改めて裁判を提起することにした。今回は、墾泊組合員=入会権者であるのか否かはっきりしなかった者も含め、原告・被告約70名となった。裁判が長引けば、費用も余計にかかるが、原告らは地元の環境団体や環境保全派住民らの支援を受け、平成23年8月26日、鹿児島地裁に改めて入会権確認の訴えを提起した（第二次馬毛島入会権確認請求事件）。

5 終わりに

平成23年7月2日に、防衛省副大臣が西之表市を訪れ、馬毛島を米軍FCLP（空母艦載機陸上離着陸訓練）の移転候補地としていることを地元（熊毛地区）の1市3町に正式に伝えた。

防衛省説明の骨子は、「①馬毛島に陸海空自衛隊の災害訓練や離島侵攻に対処する上陸訓練を行う施設を整備する。②FCLPの訓練回数は、現在実施している硫黄島（東京）では年2～3回。1回あたり10日間程度。③馬毛島は、航空機騒音など周辺への影響が少なく、米空母艦載機部隊移転先の岩国基地（山口県）から比較的近い。④地域への影響は騒音や漁業制限が懸念される。⑤施設整備に伴う各種交付金制度の適用、税収の増加や消費活動などの経済効果が考えられる。」というものである（平成23年7月3日付南日本新聞記事）。

以前から、採石事業の先には、黒い利権として軍事目的の基地問題が見え隠れしていたが、平成23年6月21日、日米外務・防衛担当閣僚会合で、馬毛島が「FCLPの候補地として検討対象」と明記された。地元では、この軍事施設等の移転受入れに対し、地域経済の活性化を望む推進派住民、騒音被害・環境破壊等に怯える反対派住民、そして態度を明らかにせず動搖する住民と、この問題の賛否を巡って、大きく揺れ動いている。

今、馬毛島という小さな島の、その一部の土地の住民たちの権利を守ることが、種子・

屋久地方の環境を守るだけでなく、軍事基地にしないためにもきわめて重大である、と環境保全派の住民らは心を新たにしている。

追記

開発業者は入会地である葉山港周辺を通らないと物資の搬入搬出ができないが、原告は漁業に必要な土地だとして入会権を勝ち取りたいと強く要望している。また、入会地区にあまり立ち入らないために集団の管理が不十分だという指摘がある。しかし、平成に入つてから小組合員らは境界確定作業を行い、また数年前には、清掃作業を（全員ではないが）原告ら約 10 名が中心となり実施している。

業者は、市道から係争地に到る入り口に、勝手に「ここから先は馬毛島開発株式会社の私有地です」と看板を設置している。市道の登記名義は、馬毛島開発（現タストン・エアポート）となっているが、西之表市が市道として認定した土地であり、道路管理者たる市の許可を受けずにかかる看板を設置することには問題がある。

採石場の入り口に業者の職員が立って監視している時もあり、また、ゲートを閉めている時もある。

平成 15 年 3 月 27 日に採石事業差し止め裁判長が現地調査した時の写真だがこの時も、採石場の入り口までしか入れない。ここから先は西之表市の市道だが見張りがいるから入れない。勝手に入ったら何を言われるかわからない。

葉山港近くには、6 階建ビルと従業員宿舎が建設されている。平成 18 年に完成したものだが、まだ固定資産税を払っていないと聞いている。

なお、この馬毛島が米軍の軍事基地の候補にされたことにより、種子島、屋久島そして鹿児島本土の人々は挙げて（ただごく一部の者を除く）軍事基地化に反対している。平成 23 年 9 月 1 日、入会権確認訴訟の他に、種子島や屋久島の住民ら 124 名が、業者に対して飛行場建設工事差止め請求・現状回復請求の民事訴訟を、それと別に国と鹿児島県を相手として、業者の行為が森林法等に違反しているので、工事差止めを命ずるよう行政訴訟を鹿児島地裁に提起した。そして、この民事・行政の訴訟は同一、またそれによって得られる利益も原告みな同一である故、訴訟費用（両事件合わせて）約 15 万円を裁判所に納入した。しかしながら、何と、この裁判の訴訟物に対する費用は、原告各自が負担すべきだという理由で、差額として 124 名分、両事件合わせて約 830 万円を追加して納入するよう通告してきた。訴訟の請求の趣旨が原告たち同一か否かは裁判所が判断すべきことであるが、原告らは金銭的な、ましては高額の利益を得るために訴訟を提起しているのではないのである。原告らは止むに止まれぬ気持ちから、そして殆どの住民の意思を代表し、なけなしの基金を集めて訴訟を提起したのである。それを支払（納入すべき費用）が少ないので受け付けないというのであるから、裁判所は裁判の間口を開じようとするのか、あるいはこ

の裁判をやりたくないのか、のどちらかだと疑われても仕方ないことである。よって、原告住民らは福岡高裁宮崎支部に即時抗告したが、平成 24 年 3 月 23 日に却下された。このような「国民の裁判を受ける権利」を侵害するようなやり方には、断固反対しなければならない。

第 1 報告に対する質疑

(岡本) 現地の市道、これは道路法上の道路である。道路通行妨害しているということを道路管理者である市長はどのような対応をしているのか。

(牧) 登記名義人が業者となっている。

(岡本) 市道なら所有権に関係なく管理権があるので、通行の自由を確保する法的義務がある。通行妨害している事実があるなら道路管理者に善処を求めればいいのではないかと思う。

(牧) 昭和 55 年に当時、西之表市から業者に市道部分の名義を変える時には西之表市の議会の議決が必要であったが、その時の市側に道路法に対する知識がないことが原因で、議決なしに移転登記がなされた。したがって、道路敷地所有権は西之表市に残っているのではないかということである。

(岡本) しかし、市道認定はされているし、供用開始もしているのではないか。

(牧) 供用開始している。しかし、業者はその時に市道も買い受けたと言っている。

(岡本) 公用廃止をしてない限りは売却できない。法的にはそういう問題がある。それは今後の課題として検討していただきたい。もう一つ新社屋となっているが、これは馬毛島の中の土地の中に馬毛島開発の社屋なのか。これは固定資産税払ってないということだが、課税はしていないのか。

(牧) 市職員を中心に入れないと、課税のための調査が出来ない。

(岡本) 固定資産税を払っていない、課税もしていないということは問題だ。行政住民訴訟か何かで住民監査請求し、または住民訴訟を提起することは可能だと思う。そういう方向で一度ご検討したらどうか。

(牧) 業者が新社屋や従業員宿舎の固定資産税を払わない理由として、業者は次のように言っている。すなわち、市は、開発を前提として誘致を求めてきたのに、米軍基地や自衛隊基地設置については反対し、これを議会で阻止するという。業者から言わせれば市のこのような対応は理不尽である。だから、自らの要求を認めるまでは固定資産税を払わない。そのように、タストン・エアポートの社長は公言している。

(江瀬) 牧さんの報告は、地域の入会権者 26 名と 36 名が対立して裁判を争っているとの内容であった。この訴訟は、地域の共同生活にどういう影響を与えていたのだろうか。た

とえば祭礼などは円滑に行なわれているのか。あるいは地区の総会などは実施できているのか。

(牧) この地域には船祝いという祭礼があるが、それが 10 年近く実施されていない。酒を飲んだ勢いで暴力沙汰になることを恐れている。小組合の総会は、年 2 回開かれているが、右側は原告側、左側は被告側に分かれて座を占める。そこでは、必要最小限の話し合いしか行なわれない。茶を飲むことすら一切なく、会合が終わればさっと別れる。漁に際しては、原告の一人が船を持っていて、他の原告の仲間から何人か加勢をしてもらう。しかし、被告の方からは絶対加勢はもらわない。あくまで、原告の中で都合のつく人が一緒に組んで出漁するという状態だ。この事情は、被告の方も同じで、原告からは絶対加勢をもらわず被告仲間だけで船出するという状況である。

(江渕) 伝統的な共同漁業に支障が出ているのではないか。

(牧) 支障が出たとしても、敵方を自分の船に乗せたくない。

(枚田) 単純な質問だが、裁判を起こす時に当事者である被告と原告と関係者がすべて揃わないと入会権の裁判は起こせないのか。裁判所はその当事者の被告と原告きちんと分けて、関係者を全部揃えろと言っているわけですよね。だが、報告にあったように入会集団というのは非常に柔軟性があるというか確定しがたい部分があって、そうするとそれが原則となると入会裁判って成り立たなくなる気もするが、これは法律関係者の方にお伺いしたい。私は全員揃わなくても十分できるのではないかと思っていたが。

(中尾) 例えば市町村名義の山で入会権者 100 人の入会地がある場合、これは町村の物なのか住民の共有なのかと争う時、100 人が 100 人これは私たちの物だと言えればいいが、100 人の内、中には市町村の職員などが居て裁判に参加できない者がいる。

100 人のうち 80 人がこれは 100 人の物であることを認めろといつても、裁判所は 80 人が 80 人の物とは認められるけど、80 人が 100 人の物であると裁判所としては認められない。しかし、全員でなければ裁判を起こせないというのはおかしい。全員でまとまるなら裁判はいらない。その場合には、参加しない人を被告にすればいいとして最高裁判所はそれでよいとなった。

ところが鹿児島の裁判所では入会権者が抜けていると言っている。入会権者が誰であるかを決めるのは裁判所ではなく入会集団が決めることである。被告だというが反対しているのではなく実際、原告として参加できない人たち。例えば役場の職員だとか地域のボスの手前原告になれない場合がある。

(枚田) 関係者が全員揃わないといけないというのは、訴える側としては、関係者全員の共有入会地として認めさせるためには共有者全員が原告か被告にならない場合訴訟はできないのか。

(中尾) 要するに 100 人が全員揃わなければ裁判所としては 100 人であることを認められない。

(枚田) それで中尾先生と牧さんも先ほど言われたが、100 人という、原告あるいは被告になる共有者を確定することを客観的に裁判所はなにもできないのか。

(中尾) できない。この人は地区にいないじゃないかと、だから権利がないとは言えるが、誰が入ってないということを裁判所は言えない。

(枚田) 近年、入会集団の離村失権があいまいになっている気がする。

そうすると余計そこらへんがはっきりしない中で裁判をやるのは非常に難しい気がする。どうでしょうか。私は、前だったら離村失権というのは非常に明確であったのが、入会集団の中ではっきりしない、権利者として認め合っているようなところも出ているような気がしている。そうなると裁判をするとき非常に難しくなるのではないか。そういう私の認識がある。

(牧) 離村失権について、馬毛島の瀧泊集落のそのような問題があり、一時的な離村者は原則として権利がある。永久的に絶対帰ってこない者は離村失権であって、一時的な出稼ぎの人は原則として離村失権にならないとして権利を認めている。

一つの基準として、私個人の見解だが、墓ごともっていく人は永久的な離村とみなしていないじゃないかと思う、出稼ぎなどで戻ってくる人も実際多い。

年数が長いと非常に難しい問題ではある。一時的か永久的かの判断をこのように私は考えている。

(中尾) 今の牧さんの言った一時的に出て行った者は失権者ではないのか。一時的とはどのような意味か。

(牧) 娘の所に病気でやっかいになるとか。

(中尾) それは転出失権だと思う。帰ってくれば帰村復権というのは構わない。務めを果たしていない。務めを果たせない者が入会権者であるはずがない。要するに入会権というのは基本的には共同所有権であり所有者としての義務を果たすというのが重要です。私は基本的に入会林野の場合には山を見たり、管理していることが、基本じゃないかと思う。虫がついてないか、火がついたらすぐ出て行ける人たちが本来の入会集団ではないかと思う。基本的には入会地に対する務めを果たす。会費を負担するとか、何かの時には出

て行くという人は必ずしも転出失権者と言わなくともいいのではないかと思うが、私は原則として出て行った人は失権者だと思う。帰ってきたら権利を認めればいいわけですから。

(牧) このような場合はどうか。代人を出席させたり、管理させたりしているのはどうか。

例えば、親戚の人、同じ集落の隣の人とか代わりの人を総会に出席させたり管理させたりする場合。

(中尾) 代わりの人って管理に何かできますか。それは入会権者ですか。

(牧) 入会権者ではない。私の家の場合だが、母が何十年も種子島には帰ってないけど、株は持っている（牧の株はいまだに持っていると思い）、代理人が出役や総会にも出席をしている。

(枚田) 代理人が権利者ではない地域に住んでいる別人。牧さんのところはそういう事例で権利を認めている。それが入会権として認めているかどうかというはどうだろうか。

(矢野) 今回の判決は訴えを却下したわけですね。それは固有必要的共同訴訟を厳格に解して裁判所がこの人は入ってないのではないかとして。

それは必然的に訴訟が延びてくることになると思うが、牧さんの報告でここが軍用地として狙われているという状況だが、その場合、訴訟が延びるということがどのような影響を及ぼすのかということをお聞きしたい。

(中尾) 山口県の上関というところに原発予定地がある。

ここが今部落の共有入会地だが、ある人から大正末期に買い受けて、部落の名前で登記ができないため八幡様の名前で登記している。ただし、境内地ではなく、境内地から2kmくらい離れている。

それをめぐって中国電力がやらせで賠償して約100人の内96人がなびいて、原告4人で中国電力と96人を相手にして裁判をやって、第1審では、全員でなければならないとして却下されたが、広島高裁で全員が原告か被告になっておればよいとして差し戻しになった。ところが、中国電力が上告して、1年間時間を稼ぎ、その間にどんどん工事を行っている。業者としては引き延ばすのが作戦の1つ。

(矢野) 私のみるところ、もし、裁判が結審をして、仮に入会地であるという判決が出てしまうと業者も軍事関係者も手出しができなくなる。ところが入会地なのかどうなのかわからない状況を引きずっていると、その間に既成事実を作るということも可能になるとすることを述べているかなと感じている。

(牧) 住民には金がないので、資金枯渇を待つことが採石業者の狙いかもしれない。

第2報告

対馬における入会林野整備

長崎県対馬振興局農林水産部林業課 浦川 剛

1. はじめに

対馬島は長崎県の北西部、福岡県と韓国との間にあり、南北に細長く、佐渡島、奄美大島に次いで国内で3番目に大きな島である。

面積は約7万8百ha、うち森林面積は約6万3千haであり、89%を森林が占めている。

また、民有林の面積5万8千haのうち約2万haが人工林であり、長崎県の人工林面積の22%を占め、本県を代表する林業地となっている。

2. 入会林野整備により設立された生産森林組合の現状

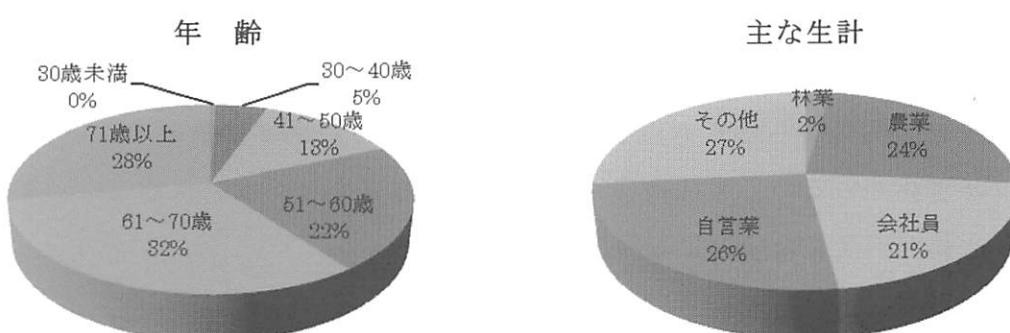
1) 入会林野整備実績

対馬ではいわゆる本戸制度により、入会権者たる本戸集団による共有名義で登記された山林が多い。こうした共有林に対して入会林野近代化法による整備が行われてきた結果、現在までに22件、2,053haが整備され、12の生産森林組合が設立された（うち1組合は解散、1組合は休眠中）。

以下、近代化法により設立された生産森林組合の現状について、アンケートや各種調査により取りまとめた内容を紹介する。

2) 生産森林組合の現状（アンケート結果等による）

(1) 組合員構成



（平成16年調査）

- 年齢構成は61～70歳が32%と最も多く、以下71歳以上の28%、51～

60歳の22%となっており、高齢化が顕著である。

- 主な生計については、自営業26%、農業24%、会社員21%となっている。その他には年金生活者、自営業には漁業が含まれるものと思われる。一方、林業は2%に留まっている。

(2) 経営面積と林業公社分収林

生産森林組合	経営面積 (hA)	公社分収 林(hA)	分収林割 合
A	161	35	21%
B	84	67	79%
C	62	46	74%
D	13	13	100%
E	12	0	0%
F	221	212	96%
G	19	19	100%
H	136	112	83%
I	96	50	52%
J	104	92	89%
合計	908	646	71%

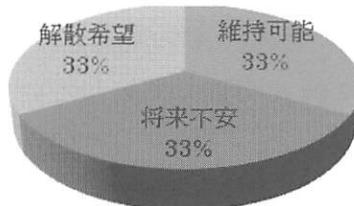
- ほとんどの組合が林業公社と分収林契約をしており、分収林面積の割合は全体で71%と非常に高い。
- 昭和53年の林野庁長官通達の中で、「生産組合が組合員から資本と労働の提供を受けて森林経営を行うという制度上、また組合員の常時従事義務、員外者の雇用制限等の関係からしても、委託または分収造林が過半に及ぶのは好ましくない」とされているが、現在は多くの組合がこの好ましくない状態となっており、組合活動が不活発な要因になっていると言える。

(3) 経営状況



- 主な収入は、地代、電柱などの敷地料、不定期に発生する林業公社の分収金。多くの剩余金を計上している組合は、まとまった土地の貸付がある。
- 直営で山林経営を行っていないため、造林事業補助金、森林整備地域活動支援交付金等の補助金収入はない。
- 主な支出は、法人税・住民税・固定資産税。
- 経営面積にかかわらず、総じて組合経営は厳しいものとなっている。

(4) 今後の方向性



(平成 16 年調査)

- アンケートによると、今後とも維持可能と答えた組合は 1 / 3 にすぎない。
- ほぼ全ての組合が税金の支払に苦慮していると回答しており、過疎化・高齢化により将来の存続に不安を持たれている。
- 組合の自助努力による活性化策も必要であるが、施策として入会林野整備により生産森林組合を多く設立させた行政にも責任はあるため、今後さらに支援を行っていく必要があると考える。

3. 入会林野整備状況

整備状況	集団数	進捗状況	集団数
整備済み	22		
整備着手	12	認可申請中	1
		計画書作成中	3
		合意形成中	3
		停滞中	5
整備未着手	35	整備意思あり	4
		整備意思なし	31

- ・ 近年は整備が停滞していたが、現在は対馬市が力を入れていることもあり、今後5年で5件、1,200haを整備する計画となっている。
- ・ しかし、整備困難地区が多いことや、入会権者の高齢化、行政側の人員不足、スキル不足等により整備はなかなか進まないのが現状。

4. A 地区における入会林野整備の状況

ここで、直近で入会林野整備を実施中であるA地区について紹介したい。

A地区においては、昭和60年に当時の補助事業によって調査がなされ、入会林野高度利用基本計画地区指定後、同61年に調査測量を実施している。

その後、実測された図面の不備や字図との不突合、また権利関係の整理等に時間を要したことなどから整備が停滞していた。

しかし近年、公共事業用地取得の際に入会地の現地権者への名義替えが求められていること、また地籍調査により土地の所有と境界が画定したことから、平成20年に整備を再開することとなった。

なお、この2つの要件は、近年の対馬の入会整備を開始するためのある種必要な要件となっているが、特に公共事業用地取得のための近代化というのは、近代化法の趣旨からすると少々疑問を感じるところである。

1) A 地区整備の概要

A地区の整備面積は263筆、525haで、うち人工林の面積は270ha

であり、2区に分けて整備中である。権利者数は17名で、整備後は個人分割及び共有とする予定である。

2) 整備における検討課題と対応状況

(1) 休眠担保権について

昭和初期の抵当権が2件残っていたため、現在の債権者全員から債務弁済確認書を取得した。確認書の内容は、約定返済日に返済が履行されたために抵当権は消滅しているというもので、あくまで推定ではある。なお、直近のA地区以外の事例では、一部債権者から確認書が取得できなかったことから、法務局に供託の手続きを行っている。

(2) 墓地の取扱い

登記簿上、共有者全員の住所が当該墓地の地番となっており、戸籍等による本人の確認が取れなかつたこと、また墓地を整備する必要性が乏しいことから、整備区域から除外した。

(3) 島外転出者の取扱い

対馬においては、集落から転出しても役務の提供等の義務を果たせば入会権を失わないケースが見られるが、島外に転出すれば当然に入会権を失うものと考えられる。

実際に島外に転出した者が林業公社との分収林契約を結んでいたケースがあった。入会権はないものとして権利者からは除外したもの、公社との契約関係をどうするかが課題として残された。

(4) 整備後の所有形態

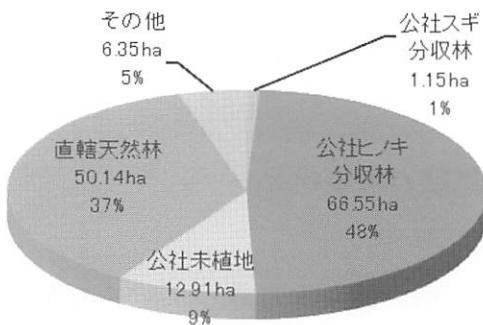
実態として共有管理されている土地について、当初は生産森林組合を作ることとしていたが、検討を重ねた結果、少数による共有の形態をすることとした。

この検討内容について、以下に述べる。

3) 整備後所有形態の検討

(1) 共有地の内訳

第1区整備区域332haのうち、個人分割地は195ha、共有地は137haであり、共有地の内訳は次のとおりである。



A地区共有林の内訳（第1区）

共有地における人工林は林業公社の分取林のみであり、管内の生産森林組合と同様に公社林の割合が高い。

また、分取林以外の天然林については、林業従事者がいないことによりほとんど活用されていない。

(2) 生産森林組合の収支見込

A 地区においては、以前から共有林については県の指導もあって生産森林組合を設立する計画であったが、現状では林業公社の分取金のみが収入源となる可能性が高い。また、入会権者の平均年齢は 64 歳と高齢化が進んでいることから、将来の経営に不安がある。

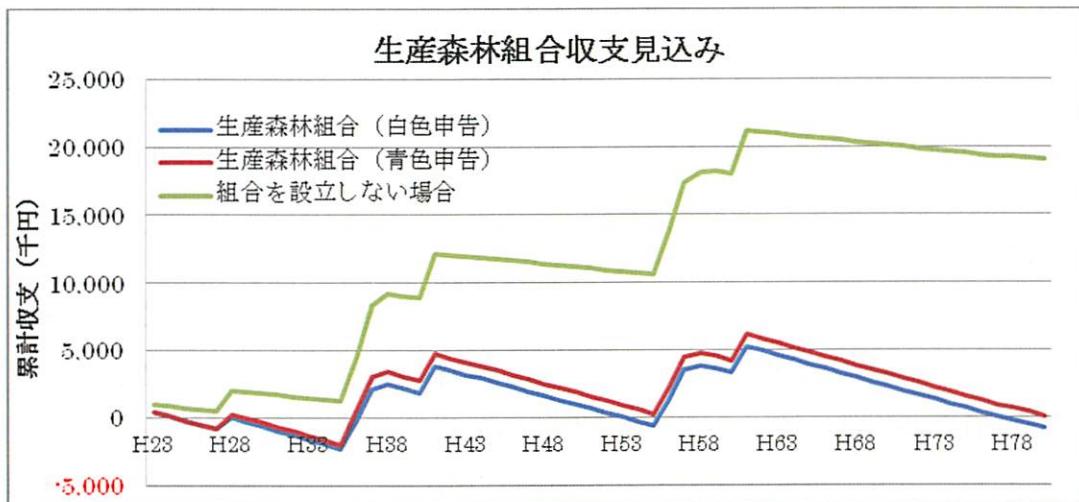
そこで、生産森林組合を設立した場合の収支計算を試みた。

条件として、収入は林業公社からの分取金のみとし、時期は 46 年生時と 60 年生時の間伐と 80 年生時の主伐とし、分取率は 3 割とした。

一方、支出は固定資産税、法人税、法人住民税等とした。

計算は税務申告を青色申告した場合、白色申告した場合、また生産森林組合を設立しなかった場合について行った。

結果、分取林の主伐が終了する平成 78 年までの収支は次表のとおりであった。



生産森林組合を設立した場合、分収金の収入により一時的に黒字になるものの、毎年の税金の支払が厳しく、トータルではゼロとなった。

このケースでは分収金の配当は行っておらず、分収金は全て税金として消えたことになる。現実的に分収金は従事割配当など、いずれかの形で分配すると思われる所以、組合の収支は赤字になるものと思われる。

このように、毎年の税金約25万円に見合うだけの収入が見込めない限り、組合を設立することは現実的ではないと言える。

なお、生産森林組合を設立しない場合は法人税を考慮していないので黒字となっているが、法人税法における、いわゆるみなしが適用された場合はこの限りではない。

(3) 整備後形態の検討・結果

生産森林組合の収支見込みを踏まえて、共有地をどう整備するかについて整備組合と協議を行い、考えられる整備形態とそのメリット、デメリットを整理のうえ検討していただいた。

生産森林組合は一元的な土地管理ができるというメリットがある一方、現在多くの組合が経営困難になっている状況と同様の問題を抱えることとなる。

生産森林組合を設立せずに共有持分とした場合、税負担は軽くなるが、土地の管理が困難となる。

その他、認可地縁団体への移行や共有地を未整備のまま存置することなども検討した結果、共有管理の中でも比較的土地の管理がし易い少人

数による共有によることとなった。

ただし、将来に渡って適正な土地管理がなされるように、専門家に相談のうえで取り決め等をしておくことを指導している。

5. 終わりに

過去の入会林野整備を振り返るとき、整備の結果として設立された生産森林組合の多くが収入の見込みがない中で毎年の税金の支払いに苦慮されており、現場では過去の整備に関する苦情等も聞かれるところである。

しかし一方、整備により共有地を残した場合には将来無秩序に所有者が増えることになりかねず、こちらも積極的には推進しがたい。

3年間生産森林組合の指導と入会林野整備に携わったが、現時点で特に問題が生じていないのであれば、無理をして近代化をする必要はないのではないかという思いに立ち至っているところである。

しかし、今報告で事例紹介したA地区のように、入会権者にとっては親子2代に渡って整備することが悲願となっているなど、近代化に対する思いが強いこともまた事実である。

行政側としては、行政主導ではなく、入会権者が先祖代々守り継いできた山林を今後どうしていくのか、また地域コミュニティの保持と活性化を図るうえでの一手段として近代化を行うかどうか、地元と共に考えていくべきだ。

第2報告に対する質問・意見等

(佐藤) 生産森林組合の収入のところで、支援交付金は対象外とのことだったが、それは長崎県でそうなのであって、国のシステムとしては施業計画を生産森林組合が樹立すれば収入になりうるのではないか。

(浦川) 長崎県においても、生産森林組合自らが施業計画を立案すれば、支援交付金の対象となる。ただ、対馬の場合、生産森林組合有林は、対馬林業公社との間の分収林がほとんどで、施業計画主体は公社である。したがって、支援交付金は、公社に交付される。分収林でない山林について生産森林組合が施業計画を立てれば交付金取得が可能とはいえる。組合直轄林は少なく、私が把握している範囲においては、施業計画を立案している生産森

林組合はまったくない。このような組合は、自ら間伐もできず、交付金も取得できないため、事業収入がまったくないということになる。

(高尾) 支援交付金を各集落が取得しているのは、長崎県内ではたぶん諫早市だけだと思う。諫早市では、施業計画立案を市が積極的に各集落に奨励し、集落が交付金を受け取れるような体制を作った。それ以外では、地元が施業計画を立案している例はほとんどない。

(佐藤) 第3報告予定であった生産森林組合の今後の活動について、浦川さんの報告以外で松尾さんが予定していた報告の内容の概要を知りたい。

(松尾) この報告は、対馬管内を扱ったものではなく、県央振興局が行なった検討によるもので、長崎市、諫早市、大村市などにおいて、解散を検討している生産森林組合があるところで、枚田先生や弁護士・税理士などの協力を得て、より幅広い見地から、これから生産森林組合はどうあるべきかを取りまとめた。長崎県の場合、主に入会林野の整備イコール生産森林組合の設立という形で取り組んできた。対馬の場合、昭和47年くらいから本格的に入会林野整備を推進したが、平成に入ってなかなか入会整備も行政の方もなかなかそこにエネルギーをかけきれなかった。また、入会林野整備後の経営形態として生産森林組合が本当に適切かどうかというのが疑問もあり、整備は進まなかった。問題の一つは、課税である。法人住民税を納めるためには、収入が必要である。しかし、対馬では、林業公社に委ねている山林が多く、自分たちで山を管理し、本来の山林経営をやっているという事例が少なかった。今回の入会整備計画でも実際は直営林が少なく、収支のシミュレーションをしたが、なかなか税金が払えないと悩んでいる時、長崎県の機関である県央振興局が枚田先生たちの知見をいただきながら、色々と議論してきた。解散することがよいのか悪いのか。または解散した後にどう管理していくのか？ それぞれの方法にメリットデメリットがあった。問題点は、納税と高齢化にある。納税義務をはたすには生産森林組合の経営基盤の確立が必要だ。それを解決して足腰の強い生産森林組合を作ろうするときに問題となるのが高齢化である。若い組合員が多ければよいが、経営に携わる人々は年配者が多い。このような組合の実情を考えると、複式簿記にもとづく会計処理や登記上の手続など、事務的作業を行政が相当にバックアップしないと運営ができない。これから入会林野整備を進めて、どうやって山林を管理していゆくのかと、何度も議論はしたが、ベストの解答を得ることができず、メリットよりはデメリットを最小にする選択を模索し、今回は共有という形式を探ることとなった。県央地区でも同様の議論しており、最終的な県央振興局のとりまとめによれば、結局、解散は難しいというところにたどりついている

ように思う。経営形態とては、ケースバイケースながら、生産森林組合の方が無難であると、県央振興局は考えている。

(矢野) レジメの中に小さく地縁団体以外に解散のメリットなし、認可地縁団体以外の何々の場合と書かれている。これは認可地縁団体を推進すると趣旨なのか。

(松尾) 正直なところよく分からぬ。税をどうするかということを念頭に置いたときに地縁団体という方式が、あり方の一つとして出てきたと思う。全国の動きを見ても4カ年の累計で124くらい生産森林組合が解散しているが半分くらいが地縁団体に移行しているという事実がある。解散したいということであれば、住民税とのしがらみで地縁団体を選ばれているのではないかと理解している。ただ、行政が地縁団体化をすすめているわけではないと思う。

(枚田) 議論の過程では、毎年の税金の支払いもすべて生産森林組合の組合員からの借り入れで対応している現状があった。県央地区の中のとりわけ規模が小さくて、その1番中心なっていたところは、全ての森林を県行造林に契約しており、収入がない。借入金で税金を払っている状態が続いている。そのために、組合を解散したいという意向が出るのは当然の成り行きだ。そこで、その時には、解散はスムーズにできるかという議論をした。解散するにあたって出資金の簿価が非常に低かった。公式に行う評価額が乖離していたもので、解散時点で精算した時に多額の税金が発生し、それがネックとなるという話になつた。それで現在持っているものをどう生かすか。現時点では、100%の組合有地について県行造林が行なわれているから、組合の好きなようにはできない。しかし昨年、県営林で間伐を行い収入が得られた。それで当面、息をつないだということもあって、間伐収入など、わずかでも収益を得る手段を考えればどうにかなるのではないかとの目標が見えてきたので、解散というのはやめようということになってきた。

(高尾) 生産森林組合の解散後、地縁団体を設立しても、対馬の場合、構成員は林業公社との分取契約による収益を期待している。地縁団体は、構成員に収益の配分できない。このことで、将来必ず問題が発生すると思う。過去に、地縁団体を作ったがすぐ解散したいという相談があった。地縁団体に詳しい山口県の松原さんに尋ねたところ、地縁団体の解散はできないことはないという。地縁団体も、収入があれば法人住民税はかかるし、結局、同じこととなる。いろいろな組織にしても時間の経過とともにその設立時の熱意は失われてしまうことが予想される。継続的な指導が必要ではないか。長期的に見て生産森林組合は、収入がない場合でも毎年の法人住民税を払わなくてはならないが伐採等事業収入があつて配当をする場合、その配当金は損金算入により法人税はほとんど払わなくてもいいようになっている。地縁団体と異なり、生産森林組合の場合、林業公社から分取金の交

付があった時には一定の条件のもと従事割配当が可能で、組合員が受けた配当は山林所得となって所得税を納めることはまず無い。また、土地を生産森林組合有としておけば、個人有地の場合と異なり、相続登記の経費も不要となる。そういうメリットを説明しないといけないし、また、対馬の場合、本戸制度という意識が残されており地区外に転出する人は少ないし、転出しても、将来、本戸の人は帰ってくるという可能性が強い。生産森林組合への加入脱退は自由だから、そういう門戸を開いておくというのも1つの方法ではないか。このようなメリットも十分説明しなければいけないと思う。いま毎年の法人住民税を納めるのが大変だというが、個人分割した場合の相続登記の手間と経費を考えたら、全体的にみれば、そう大きな負担の差はないと思う。

(江渕) なぜ地縁団体を解散したいという意向が出てきたのか。

(高尾) 都市近郊の地縁団体が土地を所有していたところ、宅地開発で収入があったというケースがある。この土地は、元は旧来の住民らの共有地であった。しかし、地縁団体は、原則として、外来住民の加入を認めなければならない。この地縁団体は、外来住民を構成員としたくないと考え、解散を希望するようになった。

(牧) 住民税問題においては、最低7万円の負担をクリアすればいい。県や市が、均等割課税の免除措置を執ることで、クリアできるのではないかと思う。今日、松尾さんから登記事務や複式簿記の問題が出たが、黒木三郎先生（入会に詳しい早稲田大学名誉教授・故人）によれば、20数年前には複式簿記を生産森林組合の事務職員が知らなかつたという。しかし今は経理学校で誰でもこれを学ぶことができる。組合員らの複式簿記の能力が組合経営のネックになっているということはないか。

(松尾) 複式簿記や登記手続きに関する知識があるかどうかよりは、会計能力の問題だ。生産森林組合は法人であり、それなりの会計報告をしなければならない。若い人はパソコンを使って会計処理ができるのと思うが、そうでない人はそれが煩わしく面倒だと考える。

(高尾) 以前は、森林組合が生産森林組合の経理を見ていた。生産森林組合の複式簿記といつても損益の発生は年に10数件程度。貸借表も一度作っておけばよく、それほど難しいものではない。森林組合の一斉調査で毎年報告していると思うので、帳簿さえちゃんと付けて慣れれば出来るものだ。インターネットで登記申請書面の様式は手に入るし、県の森林組合の手引きにもあるように、登記手続きも自分ですれば、それほど経費はかかるない。登録免許税もからない。それを指導するのが納税を受けている県なり市町村の役割だと思う。

(浦川) 12の生産森林組合のうち、複式簿記で提出するのは2組合。あとは税理士に任せているところが2組合くらい。残りは現金出納帳を出してくる。一斉調査の時は全部県

の方で作成しているという状況である。県としては、法人である以上自分たちで複式簿記などの手続きをやってもらいたいと思うが、こちらの指導が行き届いてない面はあると思う。

(高尾) お金がないというが、税理士や司法書士への委任の経費は支払っている。対馬の場合は、各集落に漁協・農協もある。その職員の協力を得て会計処理等をするなど経費がかからない方法はある。県も業務が多忙で、指導できる時間と人材が少ないので現状かもしれないが、頑張ってほしい。以前、生産森林組合の実態調査で、集落に良いリーダーがいるかいないかで、状況が異なることがわかった。良いリーダーがいれば組合活動は活性化するし、そうでなければ解散に到ってしまう。

(中尾) 対馬では本戸・寄留の制度がある。対馬の入会地の登記は共有名義が多い。しかもそれは本戸の共有であり、寄留が入っていない。入会林野の整備によって本戸の他に寄留も入会権者になったのか共有権者になったのか、その辺はどうなのか。

(浦川) 全体的には分からぬが今整備している中では本戸以外で権利取得した例はなかった。

(高尾) 対馬島内だけで入会整備を10件くらいはしたと思うが、中尾先生の調査報告書（対馬の入会林野）の中に、上幌という地区において、よそから来て、権利を認められたという人がいた。この人は、結局離村し、本戸の者だけに登記になっている。逆に厳原町の下原地区では、転出者が生じた場合、残存する者が転出者の登記上の共有持分を平等に分割取得する（例えば権利者18名のうち1名が転出するという場合、転出者18分の1の持分を残存する者17人が1名あたり306分の1ずつ取得する）という方法が採られている。これを潰し株と呼んでいる。このように、権利者が減ることはあっても、本戸以外の者が新規に権利を取得することはないとと思う。

(江渕) 浦川さんの報告に出てきたA地区の入会整備形態について聴きたい。A地区的現在の入会地の登記名義は概ねどのようなものか。

(浦川) 明治時代くらいに最初の権利者21名ないし25名の名義で登記が行なわれ、その後、一部に相続登記が行なわれているが、全て本戸の共有名義となっている。

(江渕) その名義人の中で転出者はいるか。

(浦川) 一部、転出者がいる。

(江渕) この地区は20年来、入会整備を望んでいたということだが、なぜ入会整備を望んでいるのか。

(高尾) 対馬の入会地の場合、集落に近いところは個人分割利用地、奥山が共同利用地というのが多い。分割利用地については、個人の権利意識が強いが、共有名義でどうにも

ならない。そこで、利用者が自分の代で自分の所有名義になるよう整備したいと望んでいる。他にも林業公社との関係が理由となっている。公社創設時は、最初の 10 年間は部落共有地のみを造林対象とするとして公社の事業が始まった。それを今日、個人名義にしたいという希望が多くなった。

(平間) 私は、入会集団の代表を務めている。入会林野整備事業に着手したのは、父の代で、すでに 20 年間継続している。早く完了するよう頑張っている状況である。

(江渕) 整備後は個人分割したいという希望が自然だと思うが、そうではなく少数の代表者の名義にしたいと聞いた。その理由を聞きたい。

(浦川) 分割利用しているところは個人分割とし、それ以外の共同利用地は公社の分収林で、例えば 40 ha もあるような山林に公社が造林をしている。そのような土地を個人名義にすることはできない。この土地については、当初は生産森林組合方式を採用する予定だった。それをどう整備するかが議論になった。

(江渕) そうするとその土地については、少人数の代表者名義とする計画か。

(浦川) 10 数名を共有権者とする共有地につき、4 名をある共有地の登記名義人とし、別の土地については、別の 4 名の名義とする。そのようにして、概ね、各権利者が均等に登記名義人となる形で、10 数名の共有を維持しようという計画だ。

(江渕) それは、入会地を単純な個人的共有にするという決意か。

(浦川) そうだ。

(江渕) 転出失権のごときルールは採用しないということか。

(浦川) 入会整備後は、そのようなルールは採用しないということだ。

(高尾) それはやめた方がよいと思う。少人数の名義にしても、必ず共有者の一部の者が転出することが予想され、共有者全員の名義にした場合と同じ結果となる。五島地区で、山林を取得した時に実質部落全体の共有でありながら、複数の土地を 2、3 名ずつの名義にして、部落構成員全員がどこかの土地の登記名義人とした例がある。いま、その代表名義人が提出して居なくなり、問題化している。数名の代表者にして「委任の終了」という登記原因により、代表者を変更していく方が間違いないと思う。大分県の生産森林組合の解散後 3 名なり 5 名なりの共有名義にしており、役員が変わるたびに移転登記するという方式を執っている場合もある。土地の管理については、規約で運営している。

(浦川) そうした場合に実質的に入会権というのが残っていると思うが。入会林野整備によって形式上は入会権を喪失させて 2、3 名の共有名義にするものの、実質的には以前の入会権者全員を共有権者とするような入会林野整備計画は認可できるのか。

(高尾) それは県の考え方次第だ。過去にも県の担当者が変われば考え方も変わった例がある。たとえば、道路を全員の共有名義にしたが、名義人が死亡する場合などを考えて、部落の役員を代表者名義にしたことがある。

(浦川) そのような整備計画を県知事が認可できるということがポイントになると思うが。

(高尾) 個別には入会コンサルタントに相談してみることも必要。

(中尾) 入会林野整備をすれば入会権は、理論的には解消し、対象地は、個人的共有地となる。この場合、共有者の間の組織的つながりは想定されていない。そうすると、その中の一部の共有者が、全共有者のために代表者として登記名義を取得するということはできないことになる。それにもかかわらず、そのような意図で、共有者の一部の者を登記名義人とした場合、その名義人がほしいままに部外者に移転登記したら、困難な問題となる。これが共有入会地であると、入会権は登記の影響を受けないと判例法理により、登記を取得した部外者に対して無効との主張ができる。しかし、入会林野整備によって入会権を消滅させ、個人的共有の状態へ移行すれば、上記の判例法理が働かない。だから、登記名義を何とかしたいと思って入会整備をすることは危険だといわざるをえない。

(江渕) 西日本入会林野研究会第10回、東日本、中日本、西日本の3つの入会林野研究会が一同に会して全国大会を島根県隠岐町で開いたことがあった。そのシンポジウムで、宮崎県の山口節さんがこのプランを発表した。すなわち入会整備後の管理形態として生産森林組合を設立するのではなく、法人格のない社団を設立する。その上で代表者が名義にするというのがこのプランの趣旨であった。これに対して私に白羽の矢が立ったので、次のように指摘した。入会権の場合には、これはその地方の慣習すなわちルールに従うという明文の規定があり、従って転出失権の慣習が成立していたら、裁判になった場合、裁判官はそれに従った裁判をしなければならない。そうすると、この慣習というのは法律と同じ効力を有することになる。共有入会権については、そのような保証が民法263条という明文の規定がある。その強力な入会権を解消し、その保証がない、入会集団でない団体を組織するということの意味がどこにあるのかと指摘した。結局、このプランは実施されたとは聞いていない。

入会相談会

(山口) 私は、上瀬生産森林組合の代表者だが、若い人たちには、生産森林組合は魅力がない。当てにもしていない。面倒くさいばかりである。収入は全然なく、金のない時は借りなければならぬ状態だ。個人的には、生産森林組合は必要ないと思う。林業公社に

間伐してもらえば幾らかの収入があるが、何年かしたらマイナスになる。生産森林組合方式でなく、個人に分収金が交付されればよい。組合は解散した方がいいと思う。そもそも、生産森林組合は、何故に法人でなければならないのか。

(松尾) 県央振興局においても、そのような議論をしてきた。ただ、本当に解散がよいことなのか、よく計算してみないとわからない。入会を解消して、(民法 263 条の) 恩恵を捨てて、生産森林組合という、新たな形態を得でも、また新たな課題を生ずる。

(山口) 生産森林組合設立から世代は変わっている。いくらかのお金をもらって死んだ方がいいというのが現実である。

(枚田) それは、生産森林組合の問題というよりは、林業生産そのものの問題だ。林業公社との分収契約が組合主体であろうと個人主体であろうと、同じことではないか。ただ、生産森林組合を設立すると、法人税等の煩雑な問題が生ずるということはある。しかし、根本的には、一定の時間をかけて育林してきて伐期が到来したが販売できないという現状の問題をどう解決するかが問題だ。このような林業生産の問題をより深く掘り下げるしかないかない。皆伐して収入を得たいのであれば、分収契約を履行すればよい。ただ、伐採跡地をどのするかが問われる。森林としての再生方針が確立していればよい。権利者は、現在、公社造林に出している土地から収益を得たいとの思いがあろう。ただそれだけでなく、森林の土地所有者には、伐採後の森林再生をどうするかという方針立案が必要だ。

(松尾) 上観の山口組合長の意見の趣旨は、以下の通りだ。対馬の場合は、林業公社に託している山林が多いという実態があるが、山林を公社に託していようがいまいが、法人住民税賦課がたいへんな重荷になっているということだ。個人所有であっても、固定資産税は賦課される。それはやむをえないだろう。さらに、保安林指定を受ければ、固定資産税は賦課されないからそれはそれでよい。ただ、生産森林組合という法人格ある組織を作ることによって、入会権時代には賦課されなかつた法人住民税が新たに賦課されるということの不合理・重荷に納得できないということだ。生産森林組合の権利(資格)を得るためにの対価として、法人住民税を納めなければならない。その苦しさとある種の不合理さを、組合長は指摘している。枚田さんの指摘もその通りだ。林業は、50 年、60 年、70 年という非常に長いスパンで経営を考えなければならない。このような長期に亘って収入の見通しをたてることは非常に難しい。いま所得が得られても、この次は数十年後ということでは、毎年毎年の経営計画が立たない。枚田さんが指摘した伐採後の方針の問題は、たしかに土地所有者が考えなくてはならない。ただ、今のところ、それを懸念しているのは、山林所有者ではなく行政だ。所有者としての立場からいえば、保安林でなければ、自己所有山林のすべてを伐採してはばかるところはない。そこには法的規制はない。これまで苦労

して育林し、50年が経過して収入の目途が付いた時、次を植えないなら伐採するなどは、行政からは言いづらい。いま、林業が抱えている問題はまさにそれだ。このことは、枚田さん指摘の通りであり、山口組合長もそれを踏まえている。むろん、行政だけでなく土地所有者も、これから山づくり、山村における重要な生業としての林業を残していくよう知恵を出していく任務を負うというべきだろうが、なかなか厳しい。

(梅野) 林業公社は、上櫻生産森林組合所有地に造林している。その一部が伐期を迎えたので、平成16年に二か所ほど伐採した。ただ、その伐採後の跡地が茅場化している状況だ。今は、皆伐してよかったですと反省している。公社造林については、再造林費用がまかなえず、再造林ができない状況をご理解いただきたい。現在は80年を伐期として46年生と65年生で利用間伐を積極的にやっていくよう計画している。幸い環境税で道などの費用負担ができるようになり、優遇された補助金をうまく利用して、分収金をたくさん交付できるよう努力していきたいと思っている。

その他

(矢野) 中尾さんが、上関の事件について訴えたいことがあるという。

(中尾) 中国電力が原子力発電所建設を山口県上関町内で計画している。その敷地は、ある入会権者約100名の共有入会地である。登記名義は、地元の神社名義となっている。入会集団の役員は、一部の入会権者の反対を押し切ってこの入会地を中国電力に売り渡した。この時、集団役員でもある神社総代は、原発誘致に反対するこの神社宮司を解任し、新宮司を代表者として、神社から中国電力に入会地の所有権移転登記をした。解任された宮司と原発誘致に反対する入会権者らは、中国電力を相手として、同社が原発設置を計画している土地は集落の入会地であって処分には入会権者全員の同意が必要との理由で、売買無効の訴えを起こして闘っている。原発に対し環境を守るために入会権が重要な意味を持っているという点について、このシンポジウムの参加者みなさんのご理解をいただきたい。

質疑応答における発言者（発言順）

矢野 達雄（座長 広島修道大学）
岡本 常雄（関西大学）
江渕 武彦（島根大学）
枚田 邦宏（鹿児島大学）
中尾 英俊（西南学院大学・弁護士）
佐藤 宣子（九州大学）
浦川 剛（長崎県）
高尾 徳次（本会事務局長）
松尾 尚洋（長崎県）
平間 治夫（安神入会林野整備組合）
山口 清継（上櫻生産森林組合）
梅野 善弘（長崎県林業公社）

閉会あいさつ

（中尾） 開催にあたり準備していただいた長崎県対馬振興局並びに会場を提供していただいた対馬市に感謝申し上げます。この会は、前会長の故・堺氏の強い希望で設立されました。私たちは、子孫に美しい環境を遺さなければなりません。そのためには村落組織が基礎であり、その基盤になるのが入会地であると考えています。入会林野整備には、プラス・マイナスの両面あります。今後も、その面から議論していただきたいと思います。

第8回総会及び理事会の開催

1 日時 2011年9月2日

2 会場 長崎県対馬市・対馬市交流センター

3 出席者（顧問・役員のみ掲載）

顧問 中尾英俊

理事 江渕武彦、岡本常雄、枚田邦宏、福村良一、牧洋一郎、矢野達雄

監事 高尾徳次

4 議長選任

理事会及び総会では、会則第7条第2項及び第3項にもとづき、いずれも会長・江渕が議長を務めた。

5 理事会の成立

過半数の理事が出席したため、会則第7条第3項により理事会が成立した。

6 議事

① 第1号議案 第7期（2010年7月1日～2011年6月30日）事業報告及び決算報告が行われた。その後、監事より監査報告があり、審議の結果、全員一致で承認された。

② 第2号議案 第8期（2011年7月1日～2012年6月30日）予算案が提示され、審議の結果、全員一致で承認された。

③ 第3号議案 第7期理事会において互選された会長（江渕）が、新規の口座開設の必要上、2010年9月3日に専決した会則第2条（事務所所在地）改正につき審議の結果、全員一致で事後的に承認された。

④ 第3号議案 高尾監事が退任し、野村理事が後任監事に就任することが、審議の結果、全員一致で承認された。

⑤ 報告事項

- i 会則第6条第2項後段にもとづく会長の事務局長指名：高尾徳次
- ii 次回シンポジウム開催地：福岡県・九州大学内
- iii 西森正信顧問からの退任・退会申出：受理

第7期 村落環境研究会収支決算書

(2010年7月1日～2011年6月30日)

(単位：円)

1) 収入の部	予算 (A)	決算 (B)	(A) - (B)	備 考
前期繰越	474,545	474,545		
会費	120,000	119,000	-1,000	会費42人 賛助会費3法人
その他	455	120	-335	受取利息
収入合計	595,000	593,665	-1,335	
2) 支出の部	予算 (A)	決算 (B)	(A) - (B)	
第7回 シンポ開催経費	20,000	57,940	+37,940	会場使用料 26,980 事務局旅費 30,960
機関誌印刷費	80,000	80,000	0	
会議費	2,000	0	-2,000	コピーデ
通信費	5,000	7,680	+2,680	会報発送 4,960 切手代 2,720
事務用品費	1,000	5,430	+4,430	
振替手数料	3,000	2,600	-400	会費郵便振替 1,760 新事務局へ送金 840
次期シンポ開催 準備経費	0	25,200	+25,200	長崎県及び対馬市に対する要請及び調査旅費
支出合計	111,000	178,850	+67,850	
3) 次期繰越	予算 (A)	決算 (B)	(A) - (B)	
次期繰越	484,000	414,815	-69,185	

監 査 報 告 書

20010（平成22）年7月1日から2011（平成23）年6月30日までの第7期事業年度の財務について、帳簿、預金通帳、証拠書類及び収支決算報告書によって監査を行ったので、以下の通り報告致します。

一 財務執行は、証拠書類に照らして適正に行われており、収支計算書は研究会の状況を的確に示しているものと認めます。

2011（平成23年）9月2日

村落環境研究会 監事 川原 祥治 印
監事 高尾 徳次 印

第8期 村落環境研究会収支予算書

(2011年7月1日～2012年6月30日)

(単位：円)

1) 収入の部	第7期決算 (A)	第8期予算 (B)	(A) - (B)	備 考
前期繰越	474,545	414,815		
会費	119,000	120,000		
その他	120	585		受取利息他
収入合計	593,665	535,400	-58,265	
2) 支出の部	決算 (A)	予算 (B)	(A) - (B)	
第8回 シンポ開催経費	57,940	20,000		
機関誌印刷費	80,000	80,000		
会議費	0	0		
通信費	7,680	8,000		
事務用品費	5,430	5,000		
振替手数料	2,600	2,000		会費郵便振替 1,760
次期シンポ開催 準備経費	25,200	10,000		開催地に対する要請及び 調査経費
支出合計	178,850	125,000	-53,850	
3) 次期繰越	決算 (A)	予算 (B)		
次期繰越	414,815	410,400		

編 集 後 記

対馬での本シンポジウム終了からほどなく、本研究会会員の岡森昭則先生が享年 64 歳で逝去されました。2011 年 10 月 10 日のことでした。先生は、九州大学在職中、前会長の故・堺正紘先生（九州大学名誉教授）とともに、本会の前身である西日本入会林野研究会を支えてこられました。本会を代表して、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

今回のシンポジウムで再び明らかになったことは、入会林野近代化法の目的が土地の農林業上の利用増進であるところ、むしろ入会地の地盤所有権登記が現入会権者の名義になつていい現状を心配し、これを改めることを目的に整備事業に着手したケースがあることです。本来、入会権は、共有の性質を有するもの（民法 263 条）も、また有しないもの（同 294 条）も、地盤所有権登記の影響を受けません。したがって、入会集団が植林事業者に地上権を設定して分収造林契約を結ぶ必要があるという場合は別として、自力による管理を維持する場合には、あまり土地登記を気にする必要はありません。しかし現実には、入会権者が入会地の登記を非常に気にする傾向にあり、単に現在の入会権者の名義や、地域の名称を冠した生産森林組合の名義を実現するために入会林野整備事業に着手したというケースもあることに留意しておく必要があります。

台風の影響で船便が乱れてシンポジウム開催が遅れたため、一件の報告予定テーマは、第 9 回シンポジウム（平成 24 年 9 月 7 日予定）で扱うこととなりました。会場は九州大学の予定ですから、台風による交通機関の乱れは、本年ほどは心配する必要がなさそうです。次回も、活発な議論を期待しています。

（江渕）

村落と環境 第 8 号 2012 年 7 月発行 (会員配布)

発行編集	村落環境研究会
住 所	〒690-8504 島根県松江市西川津町 1060 島根大学法文学部江渕研究室
電話／FAX	電話：0852-32-6144 FAX：0852-32-6169
E メール	ebuchi@soc.shimane-u.ac.jp
年 会 費	一般会員 2,000 円 賛助会員（団体・法人）5,000 円
印 刷	アイメディア株式会社 福岡市中央区港 2-11-8 電話：092-721-0769
